

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸 雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

証拠説明書 (甲B43)

2024（令和6）年1月24日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 信 一
外

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲B43の 1	令和6年能登半島地震を 踏まえた意見書	写し R6. 1. 23	脱原発弁護団 全国連絡会 共同代表 河合弘之 外1名	脱原発弁護団全国連絡会の意見書。 令和6年1月23日付で令和6年能登半 島地震による甚大な被害—家屋の倒 壊、道路の寸断等に基づき「原子力 災害対策指針及び原発周辺自治体が 策定した住民の避難計画を、直ち に、抜本的に見直すこと」「これら の見直しが完了するまでは、原発の安 全性が確保されているとはいえない ため、全国の稼働中の全ての原発の 運転を直ちに停止すること」を原子 力規制委員会等に伝えたこと。
甲B43の 2	朝日新聞（令和6年1月 23日：27面）	写し R6. 1. 23	(株)朝日新聞社	能登半島地震で、家屋倒壊が起きて いたり、電気や水、食料などが不十 分だったりすれば屋内にとどまるこ とは難しいこと（屋内退避が困難で あること）。 道路が寸断されて地区が孤立状態に なれば計画通り逃げることもままな らないこと。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲B43の3の1	能登半島地震が突きつけた災害対策等の課題を直視して、女川原発2号機再稼働への地元同意を取消し、県独自に安全性を検討する場の設置、避難計画の再検討を求める要望書	写し	R6. 1. 22	女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション原発問題住民運動宮城県連絡センター	市民団体が宮城県知事に対し「女川原発2号機再稼働に与えた「地元同意」を取り消すこと」「もう一度、県独自で女川原発の安全性について専門家による検証を行う場を設定すること」「能登半島地震の知見を集め、避難計画等に反映し、抜本的見直しを行うこと」を要望したこと。
甲B43の3の2	朝日新聞（令和6年1月23日：19面）	写し	R6. 1. 23	(株)朝日新聞社	上記の要望について報じた新聞記事。
<p>甲B42の1～3、甲B43の1～3を総合すれば、正常な道路状況においても、検査場所の開設、バスの確保と配備が不可能（控訴人ら第3準備書面）であることに加え、地震による道路の寸断が多発すれば、検査場所の開設、バスの確保と配備は完全に不可能となること。</p>					